

浄化槽設置工事基準書

福岡県古賀市

[1] 目 的

この基準書は、合併処理浄化槽設置整備事業に係る浄化槽の適切な工事を確保するため、浄化槽法（昭和58年法律第43号）第4条第3項の規定による浄化槽工事の技術上の基準及び厚生省通知等に基づき、浄化槽工事を行う際や、行政機関が施行状況を審査する際に留意すべき事項を定め、同事業の円滑な推進を図るため策定したものである。

[2] 一 般 的 事 項

1. 浄化槽法第29条に基づき浄化槽工事業者は、浄化槽工事を行うとき、これを浄化槽設備士に実地に監督させ、又はその資格を有する工事業者が自ら実地に監督しなければならない。

ただし、これらの者が自ら浄化槽工事を行う場合は、この限りでない。

2. 浄化槽工事に関しては、次のような事項について、施主に十分説明・納得させた後、施主の承認と協力を得て、設計・施工に入らなければならない。

- ① 浄化槽の規模・配置（経済ルートの決定）・建設費について
- ② 完了までの予定工期について
- ③ 維持管理（維持管理費・動力費等）及び法定検査について
- ④ 周囲に対する臭気関係について
- ⑤ その他

[3] 掘 削 工 事

浄化槽設置箇所の掘削工事を行う場合は、次の事項に留意し、施工すること。

- ① 掘削面積は、槽の外形より概ね30cm以上大きく掘削しなければならない。
- ② 掘削深においては、基礎が不安定となったり、水平の狂いを生じたりするため、所定の深さ以上に掘削しないこと。万一過掘りとなった場合は埋戻しを行わず、基礎コンクリートで調整すること。
- ③ 掘削は、周辺の状況・土質・地下水の状況などに適した工法とし、土砂が崩壊しないよう関係法令等に従い、適切なのりをつけるか又は、山留めを行うこと。
- ④ 土砂の運搬によるこぼれ・飛散あるいは排水による泥土の流出防止に努め、必要に応じて清掃及び水洗いを行うこと。

※水替え工事

地下水等の除去のため、かま場を作り、水替えを行ない土工・基礎工に支障のないようにすること。尚、水中ポンプを設置した場合浮上防止ベルト等の浮上防止対策を必ず実施すること。

[4] 基 礎 工 事

基礎工事は、浄化槽工事において、槽の水平確保及び不等沈下防止上極めて重要であるため十分に配慮すること。

- ① 栗石基礎の敷厚は150mm以上とする。
- ② クラッシャーランによる目潰しを行い十分転圧すること。
- ③ 基礎コンクリートの設計強度は、28日材令で $180\text{kg}/\text{cm}^2$ 以上の圧縮強度を出すもので、スランプ8cm以上とする。
- ④ 基礎コンクリート用「型枠」を必ず設置しコンクリートを水平に打設すること。
尚、型枠材は木材以上の強度を有するものを使用すること。
- ⑤ 基礎コンクリート厚は100mm以上とする。ただし、上部車庫等の荷重がかかる場合のコンクリート厚は150mm以上とすること。

☆ ポンプ槽を設置する場合の基礎及びスラブ工事の施工について

① 浄化槽本体とポンプ槽が離れている場合

全ての工事過程において浄化槽本体工事に準ずること。

② 浄化槽本体とポンプ槽が同一掘削地内の場合

全ての工事過程において浄化槽本体工事に準じ、基礎及びスラブについては浄化槽本体と同一成型とすること。

※基礎コンクリートは、十分強度が出るまで養生し、打設日の浄化槽の設置は認めない。

※上部スラブ厚については、下部コンクリート厚に準ずること。

※上部スラブ幅については、槽の外寸以上とする。

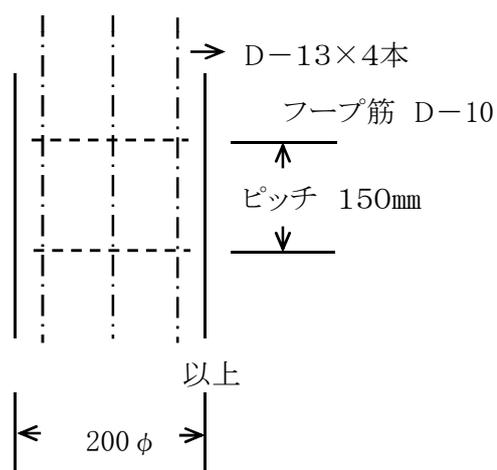
[5] 不等沈下防止のための配筋工

① 上部荷重がかからない場合

- ・鉄筋の最小口径D-10を使用のこと。
- ・底版配筋ピッチは200mm以内とする。

② 上部車庫等の荷重がかかる場合

- ・底版は最小口径D-10を使用し、配筋ピッチは200mm以内のダブル筋とする。
- ・支柱フープ筋のピッチは概ね150mmとすること。
- ・上部スラブ筋は最小口径D-10を使用し、ダブル筋とすること。
- ・マンホール蓋と枠は耐荷重仕様とすること。
- ・鉄筋の上部・下部アンカーは25D以上とすること。



人槽	柱の本数
5~7	4本以上
8~10	6本以上

※ただし、支柱工事不要と、(財)日本建築センター又は全国合併処理浄化槽普及促進協議会が認めた浄化槽については、事前に市と協議したうえで、支柱工事を省略することができる。

※支柱型枠にボイドを使用する場合は埋戻し前、若しくは埋戻し当日に、コンクリート打設を行うこと。

※ヒューム管による支柱代用は認めない。

※開口部補強筋を適切に実施すること。

※鉄筋下部には、必ずスペーサを設置すること。

[6] 浄化槽の搬入・据付け

- ① 搬入車からは機械による荷下しとし、落下させないように十分に注意すること。
- ② レベルの確認を十分に実施すること。
- ③ 水張りにより槽本体を安定させ、漏水についても確認すること。
- ④ 設置前、ろ材・接触材の変形・破損の有無を確認すること。
- ⑤ 薬剤筒の有無・傾きを確認すること。
- ⑥ 満水とし、越流堰の前面より均等に水が出るよう調整すること。
- ⑦ 浄化槽を仮置きする場合は、浄化槽に損傷を与えぬよう下部に保護マット(板)等を設置すること。

[7] 埋戻し・マンホール嵩上げ

- ① 埋戻し材は、石粉又は山砂等を使用し、水締め、突き固めを実施することとし、下半分を完全に水締めし、次に上半分とすること。
- ② マンホールの嵩上げは十分に本体に固定させること。
- ③ 嵩上げは、純正アジャスターを使用しビス止めのうえコーキングを実施すること。
- ④ 嵩上げは概ね30cm以内とし、それ以上はピット構造とすること。
ピット構造については、「小規模合併処理浄化槽構造基準・同解説」に準じること。

※原則として発生土による埋戻しは認めない。

※埋戻し時における機械転圧はしてはならない。

[8] 臭 突 管 工 事

- ① 臭突管における本体からの横引き管は、必ず上部スラブ端まで配管すること。

※臭突管立ち上げの場合

- ・ 近隣の状況を配慮し、通風のよい場所に立ち上げること。
- ・ 立ち上げ高さは、隣家等付近の状況を考慮に入れ、苦情の生じないように設定すること。
- ・ 立ち上げ管は風などで倒れないように支持金具を取付けること。

※臭突管を立ち上げない場合

- ・ 地上面まで立ち上げ、地下水・雨水の入らないよう塩ビ製キャップを使用し確実に止水すること。

- ② 横引き管は、できるだけ短くし立ち上げ管に向かって上り勾配となるよう配管すること。
- ③ 脱臭機・排臭ファンは、必要に応じて取付けること。

[9] ブロワー工事

ブロワーの据え付け位置は、次の点に留意しつつ設置者と協議して選定すること。

- ① 送気配管の距離は、できるだけ短い場所を選定し、配管の長さは10m以内で曲がりは最低限度にとどめ、規定の送風量が確保できるものとする。
- ② 直射日光及び風雨が当たり難く、湿気が少なく風通しのよい場所とすること。
- ③ 保守点検が容易な場所に設置すること。
- ④ 電源コンセントは防水型とすること。
- ⑤ 運転音及び振動に考慮し、寝室・居間からできるだけ離れた位置とすること。
- ⑥ ブロワーの基礎は地盤より10cm以上高くし、ブロワー台の外寸より5cm以上大きくし、コンクリート造りとする。
- ⑦ ブロワーを必ず確認し、接地工事(アース)が必要なものは必ず施工すること。
- ⑧ 浄化槽の機種によっては、ブロワーが複数台設置されるものもあるため各ブロワーの能力(風量)等を確認し、メーカーの指定とおりに設置すること。
- ⑨ ブロワーの稼動を制御するためのタイマー等が付設されているものについては、その制御装置の作動状況を確認すること。
- ⑩ ブロワーには、点検の妨げや熱がこもるような構造物を設置しない。

※規定風量以上の能力を有するか再確認すること。

[10] 排水工事

- ① 下水道排水設備指針(日本下水道協会)に基づき施工すること。
- ② 汚水管(雑排水を含む)の最小口径は100φとし、硬質塩化ビニール管を使用すること。
- ③ 柵は原則として内径が15cm以上の樹脂製のインバート柵又はトラップ柵を使用すること。ただし、深さが60cmを超える場合は、市と協議すること。
- ④ 柵は起点、屈曲点、合流点及び管径・勾配の変化するところ、及び直線部にあっては12m以内の一箇所設置すること。又、トラップ柵を使用する場合には二重トラップにならないよう、十分に注意すること。
- ⑤ 柵の基礎は、コンクリート・モルタル・砂のいずれかで行い、厚みは5cm以上とすること。
- ⑥ 管勾配は1/100以上で、最小土被りは概ね20cm以上とし、管の露出配管は認めない。やむを得ず露出させる場合は、さや管等の適切な保護対策を講じること。
- ⑦ 雨水や足洗い場の排水は接続してはならない。
- ⑧ 浄化槽放流管は放流水路との水位差が適切に保たれているか(雨水時の高水位)逆流しないよう確認すること。
- ⑨ 浄化槽本体の流入・放流部に柵を設置すること。
- ⑩ 柵における配管貫通部は確実にシーリングすること。

※ 浄化槽放流管と雨水管は原則として別ルートとすること。

※ 排水設備は浄化槽設備士の責任の範囲であり、不適な場合は、浄化槽設備士の責任において、早急に改善すること。

[11] ポンプ設備設置の場合

放流ポンプ槽を設置する場合は、有効容量を日平均の汚水量の15分間分以上とする。

- ① ポンプ升の基礎を十分にし、変形・漏水の有無を確認すること。
- ② ポンプは予備を含め2台交互運転とし、非常時は同時運転とする。
- ③ ポンプの固定を確認し、位置や配管がレベルスイッチの稼動を妨げないか確認すること。
- ④ ポンプ、配管及びビス類等、防食対策を十分考慮すること。

[12] 提出写真について

原則として同一方向から撮り、別紙「工事写真集」に貼り提出すること。

※ 着工前・据付・竣工写真には浄化槽設備士が必ず入らねばならない。
ポンプ槽設備の場合、一式写真添付のこと。

[13] 竣 工 の 確 認

- ① 実績報告書提出後、市の確認を受けなければならない。
- ② 現場確認において、浄化槽設備士・設置者は立会しなければならない。
- ③ 確認は鏡検査及び水流し検査とする。
- ④ 指摘された手直し箇所は速やかに改修し、再確認を受けなければならない。

[14] そ の 他

この基準書は、原則として10人槽までの適用としそれ以上の規模又は上記以外の疑義については、市と十分協議のうえ、施工すること。